

議会事務局			編さん番号			
起案	平成 19 年 1 月 12 日	施行	平成 年 月 日			
決裁	平成 19 年 / 月 / 日	完結	平成 年 月 日			
分類番号	002-007	保存年限	永年			
番号	川 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）				
公開・非公開の区分	部分公開	個人情報	無			
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）					
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）					
件名	議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記） （第15回議会改革小委員会）					
伺い文	別添のとおり報告いたします。					
決 裁 欄	議 長	委員長	局 長	課 長	主 査	起案者 川野 道広  議事係 電話 2266
			 局次長 	 課長補佐  	 主任  	
合 議						公印承認
						文書主任
決裁後供覧						意見又は処理方針

(別紙)

1 件名 議会運営委員会小委員会会議録 (要点筆記)

(第15回 議会改革小委員会)

2 日時 平成19年 1月12日 (金) 開会 午前 9時58分

閉会 午後 0時 9分

3 場所 市議会第3委員会室

4 議題 議会運営に関する検討事項について

5 出席者 榎本委員長、菅副委員長、大関、岩澤、松本 (佳)、金子の各委員

6 オブザーバー 市原議員

7 事務局 森田局次長、安田課長、渡辺補佐、薮島補佐、金子主査、川野主任、川瀬主任

榎本委員長

本日は、お忙しい中ご参集賜りありがとうございます。

開 会 午 前 9 時 5 8 分

榎本委員長

それではただ今から、第15回「議会改革小委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、「政務調査費に関すること」について検討して参りたいと存じます。

前回の小委員会におきまして、各会派の意見のうち政務調査費の使途運用基準（案）に組み込むことが可能な事項を組み込んだ使途運用基準（案）を作成し、さらに検討することで、ご了解をいただきましたが、その資料をお手元に配付してございますので、事務局から説明願います。

森田局次長

前回提案された各会派の意見について、使途運用基準（案）に組み込めるものについては組み込んだ。それとは別に手元に配付してある1枚ものは、各会派からの意見と、事務局からのコメントの一覧であるが、左側のナンバーに丸が付いている意見については使途運用基準（案）に組み込んだものである。

使途運用基準（案）に基づき説明させていただく。

まず、■■■■さんからの提案1について、基本方針の中に「川口市議会議員（以下「議員」という。）として調査研究を行ない、その結果を川口市民に還元するためのものであり、」の文言を追加した。

次に、■■■■さんからの提案10について、政務調査費の使途項目の調査旅費の主な使途中、「視察先への手土産」を「茶菓子代」に文言を訂正した。

次に、■■■■さんからの提案4及び■■■■さんからの提案1について、実費弁償の原則の中に「ただし、研究研修費及び調査旅費に係る宿泊費及び日当については、川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を準用するものとする。」という項目を組み込み、委員会視察等で支給される日当について、政務調査費での視察についても支給できることとした。

次に、■■■■さんからの提案2について、按分にあたっての考え方の最後の段、以上のことから、の後に「調査研究に資するとはいえ、」の文言を追加した。

次に、先ほど、日当の支給を認めたことに伴い、項目別運用方針の（2）宿泊料の項目に日当について加えるものとし、項目に「及び日当」を加え、本文を「川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を準用するものとする。」とし、従前の「実費相当額とし、17,000円を上限とする。なお、一泊二食等で料金が設定されている場合は、宿泊料の実費を把握することが困難なため、食事代を含んだ金額を宿泊料とみなすものとする。」との記載を削除した。

次に、■■■■さんからの提案3について、項目別運用方針の（4）事務所費について、賃借料として60,000円を認めてほしいとの提案であったことから、「賃借料の月額限度額は、60,000円とする。」とし、「光熱水費、電話料金合計」を削除した。

次に、■■■■さんからの提案6について、会計処理指針の（2）証拠書類の整備中、領収書の後に「（金額、内容、店名、日付を印字したレシートを含む）」の文言を追加し、レシートも対応可とした。

以上が、使途運用基準（案）に組み込んだ項目である。

さらに、報告書の個表を手元に配付している。この報告書に記載し、領収書を添付して提出していただくこととなる。併せて、総括表も作成しており、これに従って記入していただければと考えている。個表の記入については、記載例を添付しているので参考としていただきたい。

本例は、政務調査費により視察に行った場合のものである。

まず、調査の具体的内容として、項目は「調査旅費」となり、内容については、「総合計画で建設を位置づけられている市立博物館基本構想の参考とするため、秋田市立文化芸能資料館及び酒田市立松山文化伝承館を訪問し、現地調査を行なったもの。」と具体的に記載し、さらに、下欄に視察場所、日時等を記載している。

また、支出の内容として、金額を記載し、その内訳として「①旅行代理店への支払 交通費 領収書①」、「②レンタカー代 交通費 領収書②」、「③ガソリン代 交通費 レシート③」、「④入場料 施設等入場料 レシート④」、「視察先手土産 茶菓子代 領収書⑤」、「宿泊料」「日当」これについては、条例を準用していることから「領収書なし」としており、このように各項目について記載し、さらに、対応関係を明らかにして領収書添付用紙に領収書を添付していただく方法を考えている。

本報告書は、会派支給を前提として作成している。個人支給となった場合は個人で作成し提出することとなる。

なお、この個表を作成したことにより、領収書の添付ができない支出についても詳細に報告することとなることから、先に使途運用基準（案）で示している、領収書が添付できない支出に使用する別表2政務調査費支出報告書については、作成する必要がないのではないかとの意見が、事務局での検討の中において出ている。このような点についても、本小委員会で協議していただきたい。

以上です。

榎本委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各会派からの意見で、使途運用基準（案）に組み込めるものについては組み込んでありますが、組み込んでいないものもあります。各会派からの意見、コメント一覧の数字に丸が付されていないものが、組み込んでいないものでありますが、まず、使途運用基準（案）に組み込んである各意見について先に検討し、その後、使途運用基準（案）に組み込んでいない各意見について検討して参りたいと存じます。

それでは、まず、使途運用基準（案）に組み込んだ項目についてはいかがでしょうか。

■■■■さんいかがでしょうか。

この使途運用基準（案）で異論はない。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

基本方針の■■■■さんの提案について「川口市議会議員として調査研究を行ない、その結果を川口市民に還元するためのものであり」という文言について、あえてここに入れる必要があるのか。我々の活動は場合によっては、川口市民のためだけではないこともある。基本方針で限定する必要はないのではないか。

その他については異論はない。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 個表の記載例の備考欄に「2/3 清算済み」と記載されているが、これについて説明願いたい。

森田局次長

本例は会派支給を想定して作成している。1月26日から27日に視察に行き、その後、2月3日に清算済みであるという意味である。

■■■■ 議長若しくは議会での清算が済んだという意味か。

森田局次長

会派の経理責任者との間での清算という意味である。

■■■■ 会派の経理責任者との間で、帳簿整理ができたという意味か。

森田局次長

今回の視察経費180,080円について、2月3日にすでに会派内で清算済みという意味である。

■■■■ 了解した。

今の、■■■■さんの発言を聞いて、基本方針の文言追加については、これまでのままで良かったのではないかという感じを受けた。

その他についてはこれでいい。

榎本委員長

ただ今、■■■■さん、■■■■さんから、■■■■さんの文言追加について、これまでのまま、追加しなくていいのではないかとの意見が出ましたが、■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 提案した本来の主旨は、議員活動を充実して施策に反映させるためのものであるということであることから、この表現ではニュアンスが違う。政務調査費は必要かつ重要であるということを表現したい。少し考えさせていただきたい。

榎本委員長

これまでのままであれば、■■■■さん、■■■■さんも納得できるとのことですが、どうでしょうか。

森田局次長

今回の使途運用基準（案）の太線部分を除いた形になり、従前に戻るだけで問題はない。

榎本委員長

■■■■さんはどうお考えでしょうか。

■■■■ この点については、現在会派で検討中であるので、一度持ち帰りたい。

榎本委員長

では、この件につきましては、次回までに検討いただき、再度この場で協議したいと思います。

続きまして、使途運用基準（案）につきまして、[]さんいかがでしょうか。

問題があるのは、今の点だけである。

榎本委員長

[]さんいかがでしょうか。

今の点以外は異論はない。

森田局次長

先ほどの説明で、川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を準用するとの説明をしたが、職員の場合、日当が支給されるのは路程100キロメートル以上となっている。従って、使途運用基準（案）の中にこの規定を入れるかどうか検討いただきたい。併せて、100キロメートル未満の近隣都市に視察に行った場合の取り扱いについてもご協議願いたい。

以前は、職員が近隣都市に行った場合も日当が出ていた時代があった。経費節減等様々な判断からなくすこととなった。

様々な経費について、議員も準じようということできているが、これまでも議員の費用弁償については様々な議論があったが、その時々で判断が異なったりする。議会に来る場合に費用弁償を払うことは不思議ではないと考える。

会派内の議論としては、そもそも報酬そのものは妥当であるのか。通常の公務員と同じではない。身分保障がそれほど強くないことなど、様々な点を考え合わせるとどうなのか。費用弁償については金額が高いということは一致しているが、なくすべきではない。

また、100キロメートル行くにしても、30キロメートル行くにしても、割かれる時間については、それほど変わらない。距離で明示することが妥当なのか。居住地で分けている自治体もあるが、これらの議論の中で、職員がやっているからということで、そのまま追従するという考え方には疑問がある。無難なのは、市の職員と同じにすることであるが、それで良いのかという議論である。まだ、結論は出ていない。

宿泊費についても同じである。現状は三役と同じであるが、職員と同じにするとなくなるともっと安くなる。立場によって違うということがあるので、さらに検討したいというのが、現状の議論である。

榎本委員長

[]さんいかがでしょうか。

ただいま[]から発言があったが、そこまで深い議論は行っていない。委員会等の視察については日当が支給されることから、支給すべきであるとの、単純な思いで提案した。距離のしほりなどについては想定していなかった。時間的な拘束は同じであり、これまでも支給されていたことから支給すべきという考えである。今の発言により、距離による考え方が出たことから、持ち帰り再度検討したい。

榎本委員長

[]さんいかがでしょうか。

費用弁償は条例で規定されているものである。市議会議員の立場をしかるべきものとして見てもらっているとの思いである。

企業に勤めている時も100キロメートル以上の場合出張手当が出ていた。

議員は、職員とは職務の内容が異なる。選挙で落ちれば何もない。そういう意味で、あってもいいのではないか。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

基本的には、■さん、■さんと同じである。金額の多寡は別にして、今のままで良いのではないか。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

会社勤めの時代にも、100キロメートル以上で日当が出ていた。これが、一般企業の感覚なのかと考えている。議員と違うとは言えるが、条例に準拠するのが妥当なのではないのか。

榎本委員長

この件については、■さんが持ち帰りとのことであり、各会派も持ち帰りご検討いただき、次回に議論したいと思いますがいかがでしょうか。

日当を支給することについては、各会派の意見は一致しているのではないか。ただし、100キロメートルのしほりを入れるかどうかについて議論すれば良いのではないのか。

榎本委員長

■さんについても、結論は出ていないとのことでありました。

結論が出ていないということよりも、費用弁償について共通の理解がなされているのかどうか、議論の推移を見てみようという考えである。

議論というのは、①身分が違うということ、②議員の活動が保障されなければならないということ、これらの点を基本に置いての議論である。波風立てなければ良いということではなく、理論的には立場が違うのではないかという観点に立って議論すべきという主旨である。

もう一度説明を受けて、認識を深めた方が良いのではないのか。

森田局次長

川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条には「議会の議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料を支給し、その額は、別表第2のとおりとする。」と規定されており、別表2において、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃については「一般職職員に支給する額に相当する額」となっており、日当については「1日につき3,600円」、宿泊料については「1夜につき17,000円」、食卓料については「1夜につき3,600円」と規定されている。さらに、市の職員については、川口市職員の旅費に関する条例に路程100キロメートル未満は支給しないという規定がある。

政務調査費において支給する場合は、使途運用基準(案)は川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を準用していることから、3,600円を支給でき

ることとなる。

会派内では、職員にパンク修理代が出ていた時代や、外に出て行けば日当が出ていた時代の話も出た。

また、例えば、2時間程度の用務で3,600円の日当が出て良いのかなどの議論もあった。

森田局次長

説明不足の点があったので補足する。

川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条は費用弁償の額について規定しており、第7条においては、その支給方法について規定している。第7条は「前2条に定めるもののほか、議会の議員に支給する費用弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。」と規定されていることから、川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例そのものを準用する場合は、一般職の職員の旅費の例によることとなる。

このままでは距離にしばられるということであろう。

榎本委員長

ただいま説明がありましたが、[]さんいかがでしょうか。

川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の中に、距離に関する規定がある訳ではないのか。

榎本委員長

各条例の中身までどうするかという議論については、本小委員会においては無理であるとの思いがございます。

その点については、改選後に検討していただきたいと思っております。

現状の運用を基本に置いた上で改善の議論をするという認識が必要である。できるだけ、今のままいじらない中でより改善するという観点で、これまでも行なってきた。その上で試行を行い、さらに改善すべきを改善すればいい。

もともと矛盾があるとの思いがある。単純に遠くへ行けば良いのだろうか。むしろ、首都圏の方がもまれている。距離を主眼に置くと、海外出張という話にもつながっていく。距離で判断すべき性質のものではないと考えている。

榎本委員長

[]さんいかがでしょうか。

[]の意見に同感である。準用することで第7条が適用され、距離のしぼりが出るということなら、ただし書きでも入れて日当を支給できるようにしたい。

ただし書きということよりも、第7条をどうするかという議論ではないか。

様々な観点から見ないといけないと感じている。会派に持ち帰り検討したいがどうか。

榎本委員長

本日、全会一致するのは難しいと考えております。

距離によって判断すべきものではないとの認識では一致しているのではないか。あとは、方法論として第7条の扱いをどうするのかという検討であろう。

森田局次長

現行の使途の基準は川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定のみを準用している。

使途運用基準（案）について、当該条例全てを準用すると距離の規定も適用されることとなるので、第5条の規定のみ準用することとすれば、距離に関する規定は適用されないこととなる。

日当が出ることについては良いと考えている。

第5条のみを適用しないと、議会として行く場合と、政務調査費で行く場合とで差が出てしまうということか。

条例を準用すれば良いということではないのか。

森田局次長

川口市議会政務調査費の支給に関する規程の政務調査費の使途の基準の別表（注）として、「調査旅費は、川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定を準用して算出した額とする。」と規定されている。

距離に関係なく支給できるということか。

森田局次長

この使途運用基準（案）の作成にあたり、当初の考え方は実費弁償を原則としていたため、日当については支給しないという形で作成したが、委員会視察等との整合性を考えて、日当を支給すべきものとしたことから、今回の使途運用基準（案）に組み込んだものである。今回の使途運用基準（案）のⅡの1に追加した文言の中に、第5条の規定を準用すると明記すれば、距離の規制を受けないということである。

ここで議論し、運用については距離にしばられることなく日当を支給するということが良いのではないか。

森田局次長

日当については、条例第5条を準用する旨を組み込めば、従来どおり支給できる。

榎本委員長

それでは、日当についてはただいまの協議のとおりご了承承ります。

— 各会派了承 —

榎本委員長

会派に持ち帰り検討となっている件につきましては、次回までに検討をお願いいたします。

本小委員会も、あと1回ないし2回でまとめたいと考えております。各会派代表者会議が2月に開催されると聞いておりますことから、この代表者会議に間に合うよう取りまとめ、その後の議会運営委員会に報告して参りたいと考えております。スケジュール的には厳しいものでありますが、各会派のご協力をよろしくお願い

たします。

次に、1枚ものでお配りしております項目一覧のうち、使途運用基準（案）に組み込めなかった項目について、協議して参りたいと存じます。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■からの2点についてであるが、まず1の海外視察を加えることについては、議会として行って良いか、悪いかは別として、政務調査費による海外視察を認めても良いのではないかとの思いで提案した。議会としての海外視察を中止し、政務調査費で行けば良いのではないかという議論もあった。旅費を使つての視察は委員会等で行くもののみとし、その他は政務調査費で行けば良いのではないか。上限を年間支給額の3分の1以内としたのは、政務調査費全てを海外視察に充てることなどはあり得ないとの思いがあり、ある程度のくくりがあった方が良いのではないかとの考えからである。

次に、2については、コメント欄に記載されているように、政務調査費として充当できないものとしても挙げられていることから、除くことは理解している。研修会などの、一連の会合の中での会費を認めてもらいたいとの意見が出たことから、提案したものである。

大局的には、この使途運用基準（案）に逸脱する運用はだめであるとの認識である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■さんの1、海外視察を加えることについては賛成である。議員個人の責任において、見聞を広め、政策に反映させるという意味では、国内も海外も同じとの思いである。

■■■■さんの2については、■■■■でも町会等地域の会費など、より具体的に同主旨の意見を出したが、議員になったがためにというものが大変であるということを考えれば、政務活動と取れるのではないか。通常であれば不可であると思うが、本市は全国的にもまれな程、町会、地域と行政のつながりが深いという特性がある。このような場合は、すなわち、市民の意見を聞きやすい場であるとの思いがあった。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■さんの1について、現在2期以上を対象として行なっているが、本来的には期数は関係ない。議会として全体のレベルアップを考え、必要なときに予算を組んでやる。政務調査費ではなく、これが本来ではないのか。しかし、必要が生じてきていることから、海外視察というよりも、全体を含んで9を提案した。政務調査費については、コメントを尊重する。

議会として必要性があるときに予算計上するというのが本来であるが、コメントに記載の範囲で理解する。やって良いとか、悪いとかを、むしろ決めないということの方が良いのではないか。

■■■■さんの2については、コメントのとおりだと思う。公選法との関係も出てくる。しかし、■■■■さんの言っていることも分かる。■■■■も8に新年会等の会費について提案しているが、もっと研究すべきとの思いからである。コメントにつ

いては理解できる。

からの他の提案のコメントについても、十分理解できる。

榎本委員長

さんいかがでしょうか。会派で提案した分も含めてお願いいたします。

さんの1について、基本的にはの言ったことと似ているが、個人で海外視察を行おうとした場合、手続き上の問題も含めて、実際にできるのかという思いがある。海外視察がだめということではないが、あえて明記する必要があるだろうかという考えである。

さんの2については、の1に同主旨の提案があるが、参加費が明示されている大会や研修会もあることから提案したもの。コメントについては、了解する。

の2については、会計処理方針の中に細かく書かれているので、了解する。

榎本委員長

さんいかがでしょうか。

1については、先ほどのとおりである。

2から4については、試行として運用した上で、再度議論すれば良いのではないか。

5については、今後の協議に委ねたいと考えている。

6のカード決済については、年度をまたぐ決済が出てくる。翌年度に認めてもらえるようにすれば可能であると考え。この点の対応を明確にしていくべきである。

7については、本日提出された個表で対応が可能であると考え。調整等については、今後議論を深めていきたい。

榎本委員長

海外視察の件については、全会一致は難しいとの思いがございます。

会費としての支出の件につきましては、公選法との関係が言及されておりますが、可能性はどうかの説明願います。

森田局次長

これはあくまで事務局としてのコメントであり絶対的なものではなく、1つの判断基準として捉えていただきたいが、新年会、懇親会等の会費については、政務調査費の目的に照すと、無理と言わざるを得ない。新年会の目的はあくまでも新年会であり、出席した結果として、市民の意見を聞く機会もあるだろうが、認めないこととしたほうが良いとの判断である。

榎本委員長

ただいま事務局より説明がありましたが、さんいかがでしょうか。

海外視察について意見を伺ったが、政務調査費ではだめということの規定しない方が良いのではないか。1つの視察として、海外もありとしておいた方が良く考えている。必要などきに行けるようにしておいた方が良い。

会費等の件については、使途運用基準（案）に準じるしかないとの理解をしている。

しかし、政務調査費の使途について、この場で全会一致で認めるとした場合でも、

別の目から見た場合に認められるかどうかは別の話であるということが、大きな問題である。

領収書の添付について、例えばさいたま市については、領収書の添付を1件50,000円以上の支出についてとしており、それ以下は添付しないという方式を取っている。このような点についても議論する必要があるのではないのか。本来的には、全ての支出について添付することが理想であるが、余り細かいものまでというのものがななものか。

榎本委員長

ただいまの議論から、各種会合等の会費を支出することは難しいとの認識であります。この点につきましては、使途運用基準（案）のとおり運用するというので、徹底した方が良く考えております。■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんからも同主旨の提案がありますが、これらについても、使途運用基準（案）に組み込むことは難しいと考えております。この点についていかがでしょうか。

工夫はできないのかとの投げかけであり、難しいという点は理解している。

－ 各会派了承 －

榎本委員長

それでは、使途運用基準（案）に組み込めなかった項目については、概ね了解若しくは運用の中で協議するというので、ご了承願います。

次に、先ほど■■■■さんから、領収書を添付する金額についての発言がありましたが、重要であると思いますので、各会派のご意見を伺いたいと思います。

■■■■さんいかがでしょうか。

これは、重要な問題である。さいたま市の例は50,000円以上であるが、これだと現実的にはほとんど添付がないことになってしまうのではないかと。5,000円や10,000円位でどうかと考えている。金額はまだ協議中であるが、1円たりとも除外しないという考えではない。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

使途運用基準（案）の中で、領収書を添付できない支出についての適用があり、また、レシートも可とされた。金額を決める必要はないのではないかと。

現段階では、領収書を添付できないものについては、なしでいくことから、金額を決めずに運用し、その中で、使途運用基準が決まれば、この点についても議論が進んでいくものと考えている。今の段階では決めなくて良いと考えている。

先ほどの会費等の支出についてであるが、新年会などではなく、広く参加を呼びかける会合などの場合は会費を支出しても良いのではないのかとの思で、投げかけをしてみた。新年会などは、政務調査費の目的とは離れてしまうことから、支出できないということは理解している。

さらに付け加えると、領収書の保管場所をどうするのかなどについても、協議する必要があるのではないかと。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

全ての支出に対して添付するという考えである。いくら以上という基準を決めてしまうと、そのようなことはないと思うが、領収書を分けて徴するという事も可能となってしまふ。基本的には全て添付するという考えである。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

会派内でも意見が分かれているところであるが、基本的には■■■■さんと同じである。

報告について、個表の記載例を見ると、かなり細かい点まで記載することとされているが、例えば、会った人の名前などについては公開してしまつて良いのだろうか。特に、個人情報の問題については配慮する必要があるのではないか。

金額については、■■■■さんと同じ考えということで理解していただきたい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

基本的には全ての支出について添付するという考えであるが、100円、200円についてまで必要なのだろうか。我が会派は人数が多く、金額も多いため、その事務量は膨大なものとなる。こういう点の反省に立って、一定金額以上の支出に対して領収書を添付するという方法が出てきたのではないか。そのためだけに神経と労力を使うこととなってしまつては本末転倒ではないか。

また、いかに目的に沿った使い方をするかという観点から言えば、そのために人を雇うというのもいかなものかと思う。

榎本委員長

一定額以上の支出に対して領収書を添付することについて、各会派からご意見を伺いましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。この件につきましては、各会派に持ち帰り検討していただきたいと思つていますので、よろしく願いいたします。

今の話の中で、■■■■さんから個人情報の保護の話が出た。重要なことなので、皆の認識を深めるため、もう少し詳しく話を聞きたい。

例えば、市民が匿名性をもって相談にきた場合などに、その相談者の氏名が個表から出てしまうのは問題があるのではないかとの思いから発言した。

森田局次長

個表については、あくまでも記載例である。

■■■■の例で言うと、市民からの意見聴取で、会議室の使用料や、茶菓子代などの支出が想定されるが、この場合の個表の記載方法として相談者の氏名を記載するかしらないかは、議員によって分かれると思うが、仮に記載してあつても、情報公開請求が出た場合は個人情報としてマスキングされる部分かと考えている。

また、個表の書き方として、個人名を記載せず、市民からの意見聴取ということで良いのではないかと考えている。

榎本委員長

個人情報の取扱いは重要であると考えております。特に議員は、個人情報を扱うことが多いということもあります。この件につきましては、各会派持ち帰り検討い

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 各会派了承 —

榎本委員長

それでは、ただ今の協議のとおりご了承願います。

次に、「交付の対象」について、協議して参りたいと存じます。

「交付の対象」につきましては、「政務調査費の交付に関する条例」では、「会派に対して交付する」と規定されており、また、使途運用基準（案）においては、議員個人又は会派に対し交付することができるとしております。

これらの取扱いにつきまして、ご協議願いたいと存じます。

何か、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 視察した他市の状況を考えて、個人又は会派を選択できることとしているケースが多いという印象である。中には、会派プラス個人としている所もあった。

この点については、恐らく会派によって、会派支給が良いのか、個人支給が良いのか意見が分かれるのではないかと。我が会派を考えると、20人の事務をできるのかという思いがあることから、個人支給ということになるのではないかと。

どちらにするのかは、各会派で選べるようにしておけば良いのではないかと。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 基本的には、■■■■さんと同じが良い。

■■■■としては、個人支給とする。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ この使途運用基準（案）のとおりで良い。会派の運用の問題だと捉える必要がある。

個人的に言えば、事務局に5人なり、職員を増員するなどの対応をしなければ、できないのではないかと。の思いもある。

会派構成をしていない議員をも考慮に入れて会派又は個人としていることから、この使途運用基準（案）のとおりで良いと考えている。どちらかに絞ると、それが逆にしぼりになるのではないかと。会派の中の運用に任せるべきである。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 会派、個人どちらでもできるようにすべき。大きい会派と小さい会派では、それぞれ事情が違う。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 議員として支給することで、縛りが出るということや、事務が煩雑になるということとは理解するが、議員への支給としたい。

榎本委員長 支給方法については、現行の条例に基づき会派に支給されることとなりますが、この使途運用基準で試行するにあたりましては、会派で使っても、個人で使っても対応できるのかどうかについて説明願います。

森田局次長 現行の条例では、政務調査費は会派に対して支給することとなっており、会派に対して支給することとなる。

試行期間については、条例上会派に対して支給するものであるが、各会派の運用により会派又は個人で使っていただくこととなる。

榎本委員長 ただいま事務局より説明がありましたが、このように試行を行うということではよろしいでしょうか。

試行期間中は、会派に支給されるということは理解した。会派に支給され、個人にするか、会派にするかをどの位の期間で決めるのか。

榎本委員長 次に、おはかりしようと考えておりました。

これにつきましては、改選後から平成20年3月までを試行期間として運用いたしてはどうかと考えております。

試行期間を設けた場合、試行期間中に疑義や不都合が生じたとしても、協議の上、使途運用基準を変更することが可能であり、さらに、条例についても必要があれば改正することも可能であろうかと存じます。

このことから、使途運用基準の試行についてご協議願いたいと存じます。

森田局次長 個人支給とするのか、会派支給とするのか、方向性を決めていただきたい。交付対象は大きな問題であり、この点を詰めていただき、それに基づき試行としたい。

榎本委員長 さんが明確に個人支給とのお考えでありましたが、この点につきましても、次回に検討いたしたいと思っておりますので、各会派検討をお願いいたします。

次に、先ほどの試行期間についてですが、これにつきましては、改選後から平成20年3月までを試行期間として運用いたしてはどうかと考えております。

試行期間を設けた場合、試行期間中に疑義や不都合が生じたとしても、協議の上、使途運用基準を変更することが可能であり、さらに、条例についても必要があれば改正することも可能であろうかと存じます。

何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

さんいかがでしょうか。

それで結構である。

榎本委員長 さんいかがでしょうか。

結構である。

榎本委員長 さんいかがでしょうか。

より理解を深めるということで確認しておきたいが、協議して一定の到達点に達したのになぜ試行期間を設けるのかということがあるので、よりベストに近づけるために、一定期間を設けたものであり、より改善すべき点があれば改善することにしておかないといけないのではないかと。試行イコール実施だが、この使途運用基準でコンクリートされたということではないという認識である。

即実施という観点に立って、何事もベストというものはないので、不都合ということより、改善すべき点が出たら改善の協議をするという意味での、委員長の発言と理解している。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ ただいまの発言のとおり、理解した。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 試行する中で、改善すべき点が出てきた場合に、何らかの形で議論する場が必要である。この議論のタイミングを、使途運用基準（案）の中に載せておくべきではないか。

榎本委員長

その点につきましては、状況に応じて行うということにしておくべきと考えます。あまりガチガチに規定する必要はないのではないのでしょうか。

■■■■ 試行期間については了解したが、それが終わった後に、もう一度議論すべきことを明記すべきではないのかとの思いから発言した。

■■■■ 先ほどの議論で、試行期間の途中であっても、改善点があれば改善する。1年間終了した時点でということではないという認識である。

即実行だが、改善点が出てくれば即改善するという観点に立つべきである。

榎本委員長

それでは、ただいまの協議のとおりご了承承願います。

なお、本日、持ち帰り検討となった項目については、本日の意見を踏まえ、再度ご検討をお願いいたします。

最後に、次回の日程につきましては、平成19年1月29日（月）、午後1時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

森田局次長

先ほどの個表に関して、領収書が添付できない支出についても個表に記載すると説明したが、当初の使途運用基準（案）に添付している別表2「政務調査費収支報告書」については、領収書を添付できない支出について、一覧的に記入することを想定していたが、今回、個表を作成したことから、双方を提出することになると、作業が二重になってしまうので、この点についても協議をお願いしたい。

榎本委員長

ただいまの件につきましては、次回、領収書添付の上限金額の件と併せて議論したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第15回「議会改革小委員会」を閉会いたします。

本日は、たいへんご苦勞さまでした。

閉 会 午後 0時09分